

1 ガイドラインの目的と役割

(1) ガイドライン策定の経緯と目的

平成26年1月15日、浜松市で1,271名もの児童生徒及び教職員が被害にあったノロウイルスによる食中毒事故が発生しました。保健所の調査により、食パンを製造した事業者の工場よりノロウイルスが検出されたことから、同工場で製造した食パンが原因食品であることを特定しました。

事故発生後、県教育委員会は、学校給食関係職員を対象とした研修会や学校・共同調理場の巡回指導を実施することで、学校給食衛生管理基準に基づいた適切な衛生管理を実施できるように努めました。

そこで、平成27年7月、県教育委員会は各市町で実施されている学校給食の実施状況を調査したところ、衛生管理体制だけでなく、給食物資の購入方法や管理業務の委託、給食費の管理など、学校給食の管理・運営に関する構造的な課題を確認しました。

本来、市町立学校の給食管理・運営については、各市町の状況に応じ、設置者の責任において実施されるべきですが、各市町の取組や県学校給食会との関わりに課題を認めた場合、県教育委員会には指導・助言の責務があります。

このため、これまでの学校給食の運営方法を見直し、本県の学校給食の課題と改善の方向性を示すことで、各市町が適切な学校給食管理・運営を実現できるよう「静岡県 学校給食ガイドライン」を策定しました。

今後、県教育委員会としては、各市町の取組が本ガイドラインの趣旨を踏まえて改善されるよう、定期的な調査を通して実態を把握し、必要に応じて指導・助言を継続していきます。

(2) 県・市町・学校及び共同調理場の役割と責務

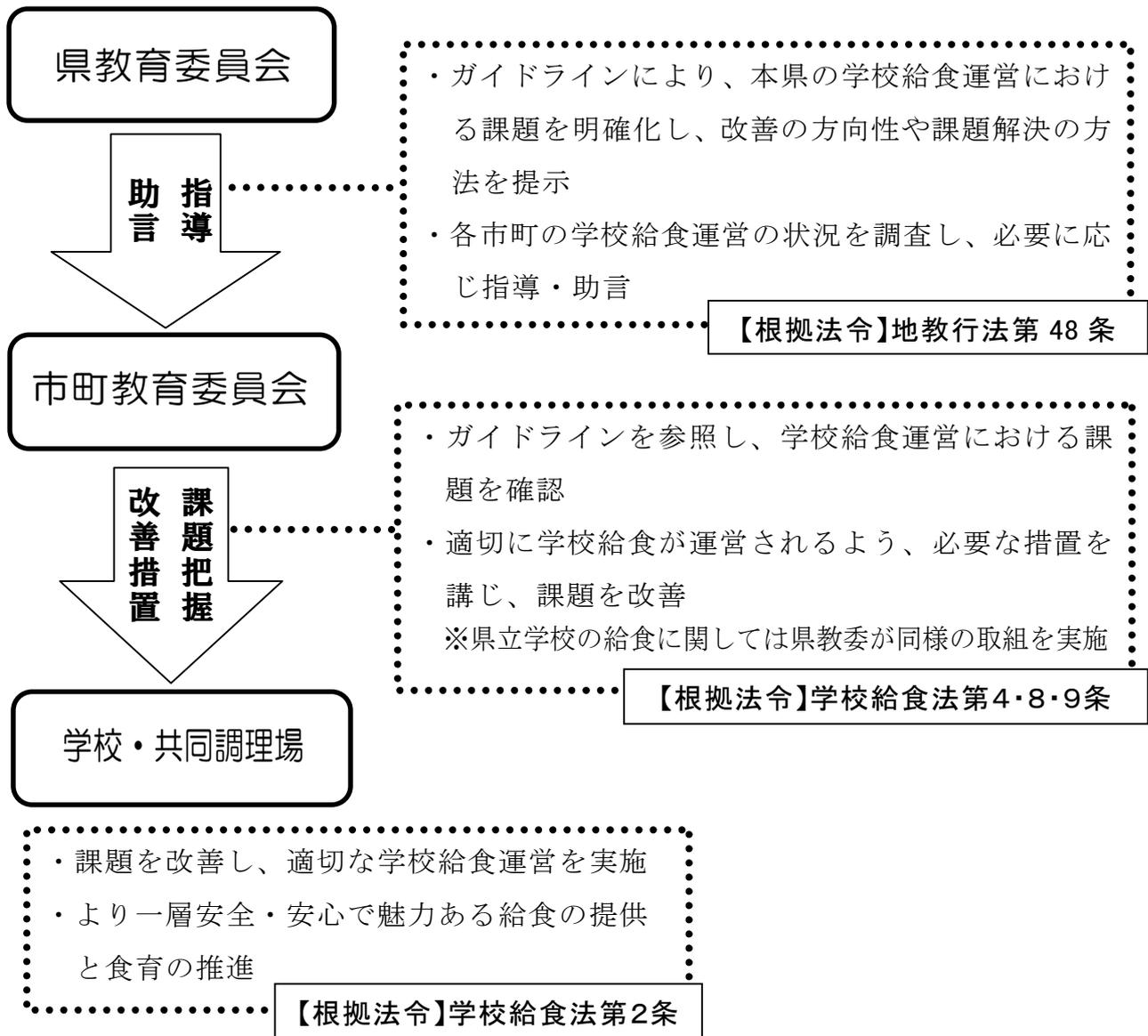
学校給食の実施に当たっては、学校給食法等で県・市・学校及び共同調理場のそれぞれに責務が規定されています。

	責 務	根拠法令
県	県は市町に対し、学校給食に関する指導及び助言を与えることができる。	地教行法 第48条第2項3
	県は教育及び教育行政に関する資料、手引書を作成し、利用に供する。	地教行法 第48条第2項9
	学校給食を実施する都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、自らの責任において、安全な学校給食の実施のために必要な措置を講じるよう努める。 ※市町立学校の学校給食に関する責務は市町が負う。	学校給食法 第9条 ※学校給食衛生 管理基準より
市町	小中学校の設置者は、学校において学校給食実施の目的に従って開設され、運営され、継続されることに努める。	学校給食法 第4条
	小中学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努める。	学校給食法 第8条
	学校給食を実施する都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、自らの責任において、安全な学校給食の実施のために必要な措置を講じるよう努める。 ※県立学校の学校給食に関する責務は県が負う。	学校給食法 第9条 ※学校給食衛生 管理基準より
学校及び共同調理場	<p>学校給食を実施するに当たっては、各学校等における教育の目的を実現するために、以下の目標が達成させるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 適切な栄養摂取・健康の保持増進 二 日常生活の食事について正しい理解、健全な食生活を営む判断力、望ましい食習慣を養う 三 明るい社交性及び協同の精神を養う 四 生命及び自然を尊重する精神と環境の保全に寄与する態度を養う 五 勤労を重んずる態度を養う 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く 	学校給食法 第2条

<p><参考> 物資納入業者</p>	<p>食品を納入する事業者は、自らの責任においてそれらの食品の安全性を確保するための知識や技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施など、安全な食品を提供するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>食品衛生法 第3条</p>
------------------------------	---	----------------------

県教育委員会、市町教育委員会、学校及び共同調理場が連携し、それぞれに課せられた役割と責務を果たすことで、学校給食法で掲げる目標をより高いレベルで達成できる学校給食の実現及び県民の理解を得られる仕組みづくりを進めていきます。

県教育委員会・市町教育委員会・学校及び共同調理場の役割と責務



(3) スケジュール

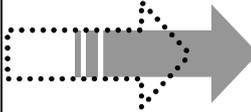
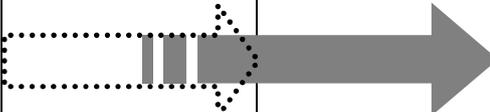
本ガイドラインで明らかにした課題を改善するための取組を、県教育委員会は以下のスケジュールに沿って進めることを目標とします。

市町教育委員会においても、項目ごとに示した完全実施年度を目指し、県教育委員と目標を共有して改善を進めてください。

<28～29年度 県教委の取組>

時 期	取 組
28年度 2月	・ 栄養教諭等及び市町教育委員会担当者への説明
3月	・ ガイドライン及び諸通知の発出
29年度 10月～12月	・ 実施状況把握及び指導・助言
2～3月	・ 市町に聞き取り調査及び指導・助言 ・ 必要に応じ、ガイドラインの修正

<29～31年度 市町教委等の取組>

	29年4月 29年度	30年3月 30年度	31年3月 31年度	32年3月 32年度
②事業者の比較 ⑤地元食材の活用 ⑥組織体制 ⑦安心・安心な給食				完全実施
③管理業務の委託等				完全実施
④給食費の管理				完全実施

